

電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3 月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第18号

電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（昭和42年岩手県条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																					
<p>(経営の基本)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 電気事業における総最大出力は、<u>145,791キロワット</u>とし、発電所の名称、位置及び最大出力は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="147 668 1081 868"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th><th>最大出力</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>北ノ又第三発電所</td><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table> <p>3 [略]</p>	名 称	位 置	最大出力	[略]			北ノ又第三発電所	[略]		<p>(経営の基本)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 電気事業における総最大出力は、<u>147,291キロワット</u>とし、発電所の名称、位置及び最大出力は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1158 668 2092 868"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th><th>最大出力</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>北ノ又第三発電所</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td><u>胆沢第三発電所</u></td><td><u>奥州市</u></td><td><u>1,500キロワット</u></td></tr></tbody></table> <p>3 [略]</p>	名 称	位 置	最大出力	[略]			北ノ又第三発電所	[略]		<u>胆沢第三発電所</u>	<u>奥州市</u>	<u>1,500キロワット</u>
名 称	位 置	最大出力																				
[略]																						
北ノ又第三発電所	[略]																					
名 称	位 置	最大出力																				
[略]																						
北ノ又第三発電所	[略]																					
<u>胆沢第三発電所</u>	<u>奥州市</u>	<u>1,500キロワット</u>																				
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																						

附 則

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。